

## 鳥取県告示第290号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委任させた事務

久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成14年（ワ）第182号）の債権に係る収納事務

### 2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部治山砂防課

課長補佐兼主幹 廣岡 靖彦

副主幹 瀬村 正樹

主事 柏木 将吾

### 3 委任期間

平成21年4月10日から平成22年3月31日まで